

家族で考えよう！

# わが家の ネットルール



## 時間

(いつ・どのくらい)

## 場所

(どこで)

気をつけること (マナー・モラル・犯罪に巻き込まれないために)

ルールは、お子様の成長とともに少しずつ見直していきましょう。

- ①家族や友達などとの会話や遊びを大切にする。
- ②週に一度はネットを利用しない日を設ける。
- ③ネット以外に熱中できるスポーツや文化活動を見つける。
- ④ネット利用の危険性について正しい情報を得る。

ネット依存症予防策

### 相談機関

ご心配な点は、  
学校や相談機関等にご相談ください。

#### ■いじめ問題等の相談窓口

- 子どもや保護者からのいじめ問題等の相談を受け付ける窓口です。
- 「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310
- 福井県子どもの人権110番 0120-007-110

#### ■ネット依存等の相談窓口

- ホッとサポートふくい (こころの相談) 0776-26-4400
- 福井県教育総合研究所教育相談センター 0776-51-0511
- 福井県嶺南教育事務所教育相談室 0770-56-1310

#### ■不当請求や架空請求に関する相談窓口

- 福井県消費生活センター 0776-22-1102
- 嶺南消費生活センター 0770-52-7830

#### ■福井少年サポートセンター

- 子どもや保護者が警察に相談する窓口です。
- ヤングテレホン 0120-783-214
- 0776-24-4970

作成 福井県教育庁義務教育課  
 協力 福井県PTA連合会  
 福井大学子どものこころの発達研究センター

問い合わせ先 福井県教育庁義務教育課  
 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号  
 TEL.0776-20-0574 FAX.0776-20-0671  
 発行 令和2年7月

ご家族の方へ

お子様が  
インターネットを  
上手に利用するために  
知ってほしいこと

便利だな

でも...  
困ったことが  
起きちゃった



福井県教育委員会

## 実際にあった

# トラブル

### 悪口・仲間はずれ

クラスの仲良し数人でやっているグループトーク。Aさんはメッセージの最後に「?」をつけ忘れたまま、スマホを置いてお風呂に入ってしまった。

〇〇ちゃんの話ってさ〜

いつも面白くない

お風呂あがりに、スマホを見ると「ひどい!」などのメッセージが…誤解を解こうとしても、反応なし。Aさん以外のメンバーは別グループを作り、Aさんを仲間はずれにしたのです。



### ゲーム・SNS依存

メッセージアプリで、友人とやり取り(トーク)をするのが大好きなBさん。終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う毎日でした。

朝起きるのがつらくなり、眠たくて授業にも集中できなくなりました。体調や成績にも影響が出ているのですが、友人とのトークはやめられません。

### 自撮り画像・動画の流出

Cさんは、SNSのサイトで知り合い、連絡を取り合っていた人から顔画像や下着画像等を送ってほしいと頼まれ、信用して送ってしまいました。

後日、制服や背景画像から個人情報特定され、「学校や近所に画像をばらまくぞ」とおどかされるようになりました。

画像を送らないこと!

【福井県青少年愛護条例】では、青少年に下着画像等の提供を求める行為を禁止しています!

### SNSで知り合った人物との接触

Dさんは、同じバンドのファンの女子高生とSNSでよく話をしていました。ある時「ライブのチケットが余分にあるから、一緒に行こう!」と誘われました。

ライブ当日、待ち合わせ場所に行ってみると、SNSの写真とはまったく違う男の人で、チケットの話もウソ。無理やり車に乗せられそうになりました。

### ゲーム上のトラブル

Eさんは、ゲームを有利に進めるアイテムがほしいのですが、ポイント不足で買えません。そのとき、「ポイントいる?」というメッセージが届きました。

ポイントをもらえるなら、IDとパスワードを教えたら、パスワードが変更されたらしくログインできません。ゲームのアカウントを乗っ取られてしまったのです!

子どもを有害情報から守るために…

## 保護者ができる3つのポイント

- ☆ポイント1 ☆ **フィルタリング**を必ず設定する。
- ☆ポイント2 ☆ **子どもの利用状況を把握する。**  
(ペアレンタルコントロールの活用)
- ☆ポイント3 ☆ **家族でルールを決める。**

### フィルタリングとは…

子どもたちに悪影響を及ぼす有害なWebサイトへのアクセスを制限して閲覧できないようにする機能

**フィルタリングは 保護者の責任です!**

ネット被害にあった子どもの約9割がフィルタリングの利用なし!

以下の法令で定められています。

#### 【青少年インターネット環境整備法】

- ・保護者は、18歳未満に携帯電話回線を契約する場合は、申告が必要
- ・事業者は、18歳未満が携帯電話回線を契約・使用する時は、フィルタリングの説明、設定が必要

#### 【福井県青少年愛護条例】

- ・青少年が使用するスマートフォン等の契約時に、事業者、保護者の有害情報の閲覧制限(フィルタリング)手続きを義務付け

### ペアレンタルコントロールとは…

子どもがスマートフォン等でゲームをプレイする場合、保護者のスマートフォンで、プレイ時間の長さや課金の制限等を行ったりすることです。

子どものスマートフォン等の使用状況を保護者が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みで、携帯事業者やアプリ開発事業者からサービスが提供されています。



普段から、おうちの方が日常のマナーや社会のルールを守る大切さをお子様に伝えることが重要です。お子様がまねをしないように、おうちの方が健全なネット利用の見本になりましょう。